

資 格 決 定 書

資格の決定を求めた議員 矢部 秀行 君
資格の決定を求められた議員 西岡 恵子 君

西岡 恵子君の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

1 決 定

被選挙権を有しない

2 理 由

生活の本拠の判断にあたっては、日々の生活において必ず行う行為である起臥寝食の事実を最も重視すべきであり、光熱水費の使用量は、起臥寝食の事実があるかどうかを判断する最も客観的な指標である。通常、起臥寝食の事実があれば、当然に電気、ガス、水道等の使用を伴う。被要求議員の光熱水費等の使用状況からは、それを裏付けるだけの光熱水費の使用実績があったとは認め難い。住民登録、納税等の状況、生活の実態の記録としての写真、政治的活動の状況等を考慮した上で判断してもなお、起臥寝食の状況による生活実態に照らして考えると、被要求議員の生活に最も深い一般的生活、全生活の中心が藍住町にあったとは考えにくいとの意見が多く出された。

本委員会は、以上の理由から西岡恵子議員は選挙前3か月以上、町内に引き続き生活の本拠があったとは考えられず、議員の資格を有しないとすることについて、起立採決により表決を行ったところ、賛成多数により議員の資格を有しないに決定した。

平成26年8月11日

藍 住 町 議 会